

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第1部門第2区分
 【発行日】令和2年3月5日(2020.3.5)

【公開番号】特開2018-183496(P2018-183496A)
 【公開日】平成30年11月22日(2018.11.22)
 【年通号数】公開・登録公報2018-045
 【出願番号】特願2017-88163(P2017-88163)
 【国際特許分類】

B 2 6 B 19/04 (2006.01)

B 2 6 B 19/38 (2006.01)

B 2 6 B 19/42 (2006.01)

【F I】

B 2 6 B 19/04 E

B 2 6 B 19/38 C

B 2 6 B 19/04 U

B 2 6 B 19/38 Z

B 2 6 B 19/42

【手続補正書】

【提出日】令和2年1月24日(2020.1.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

かみそりヘッド(2)に可動刃(21・22)および固定刃(23・24)を備えた前後一对の切断刃(11・12)が設けられ、各可動刃(21・22)を駆動する一对の振動子(16・17)が、かみそりヘッド(2)に設けたヘッドケース(15)の内部に配置されており、モーター(6)と一对の振動子(16・17)の間に、モーター(6)の回転動力を往復動力に変換する動力変換機構が設けてあり、

一对の振動子(16・17)が動力変換機構から出力される往復動力で、互いに逆向きに往復駆動される往復動式の電気かみそりであって、

少なくとも一方の振動子(16・17)が、他方の振動子(16・17)に設けた案内座(51・52)で支持されていることを特徴とする電気かみそり。

【請求項2】

動力変換機構が、モーター(6)の出力軸に固定した偏心カム(54)と、一方の振動子(17)に設けられて前記偏心カム(54)で往復駆動される受動部(53)を備えており、

前記一方の振動子(17)と他方の振動子(16)の間に、前記一方の振動子(17)の往復動作を他方の振動子(16)に伝える伝動体(38)が設けられている請求項1に記載の電気かみそり。

【請求項3】

ヘッドケース(15)が上ヘッドケース(36)と下ヘッドケース(37)を備えており、

一对の振動子(16・17)の上面間に設けた伝動リンク(38)の中央部が、上ヘッドケース(36)から下向きに突設した揺動軸体(56)で往復揺動可能に軸支されており、

上ヘッドケース(36)に伝動リンク(38)の上向きの移動を規制する押え体(62)が設けられている請求項2に記載の電気かみそり。

【請求項4】

押え体(62)が、上ヘッドケース(36)と一体に形成した規制突起で構成されている請求項3に記載の電気かみそり。

【請求項5】

揺動軸体(56)が、伝動リンク(38)を軸支する軸部(60)と、軸部(60)の上端周囲に形成される段部(61)を備えており、

段部(61)が伝動リンク(38)の上面に接当して、揺動軸体(56)で伝動リンク(38)の上向きの移動を規制している請求項3または4に記載の電気かみそり。

【請求項6】

受動部(53)を備えた一方の振動子(17)が、下ヘッドケース(37)に設けた第1案内座(51)で左右スライド可能に案内支持されており、

他方の振動子(16)が、前記一方の振動子(17)に設けた第2案内座(52)で左右スライド可能に案内支持されている請求項3から5のいずれかひとつに記載の電気かみそり。

【請求項7】

一对の振動子(16・17)のそれぞれにスライド枠部(16b・17b)が形成されており、

前記スライド枠部(16b・17b)をヘッドケース(15)に装着した一对のガイド軸(48・50)でスライド案内して、各振動子(16・17)が左右スライドのみ可能に案内支持されている請求項3から6のいずれかひとつに記載の電気かみそり。